

り水の態勢がどうなつてゐるか、ということであらうかと思われます。

しかし、私たちはこゝらあたりでもう一度、二十八年の六・二六やそれから四年後に起つた三十二年の七・二六などの災害について、じつくり考えてみると必要ではないかと思われます。

それは災害がなぜ起つたかということであり、又それによつて私たちは何を学び取つたかということでもあります。

台風だとか大雨だとかいうものは、人為をもつて避けることのできない自然の現象であり、又これが気象の条件によつて例年決つて本県を襲うところに、どうにもならぬ災害の要因もあるわけです。

## たゝつた山林の乱伐……★

本県史上に初めてだと云われた六・二六災害の誘因を考えてみても、山地に育つた樹木を戦前から乱伐したためにすつかり禿山もふえてきて、降りつづく雨水を思うように吸収しきれなかつたことであり、ついには山津波や地すべりなどの恐ろしい事態までひきおこしたといふことです。

いつばう河川はどうであつたかといふと、これも戦後の荒廃した状態ではありました。それでも乏しい財政の中から逐次河川の改良補修をやつてきたにもかかわらず、やはり全面的にみますと河川に必要な施設や改修はだいぶ遅れて

つまり台風も大雨もすべて自然に委ねられた宿命だともいえましょう。従つて、私たちが住む郷土の自然がそなえている山や川がそれにつれてかどうかによつて、災害が起るか起らないかということも云々されてくるわけです。

本県のこれまでの気象災害をふりかえつてみると、「風」の被害よりも「雨」による被害の方がずっと大きかつたわけです。

六・二六災害にしろ、七・二六災害にしろ、すべて五百ミリをこえた豪雨に見舞われたことが、そのいゝ例で、雨量とこれはそれだけ山地や河川に鋭敏に作用をおこす性質のものです。

万人、また三十二年の七・二六水害でも六・二六の場合は「泥害」ということ

水魔の爪あともたらしたわけで強いと、それらの特徴をとりあげてみるならば

六・二六の場合では「泥害」ということが云えるのではないでしようか。

## 水防管理は町村で

### 水防法の一改正

ご承知のように、今年は「水防法」という法律がてきてから、ちょうど十年目

にその土質というものが火山灰土でおわっていたために、河の流れによる浸食も激しく、一〇〇〇ミリ近い雨量ともなると、強く流れる水の勢いを防ぐには、余りも河川の巾が狭く、堤防も弱すぎた

川の曲りくねりの多かつたことが、いつそう流れのはけ具合を悪くして、勢いの

ついた水は忽ち堤防を破り、人家や田畠を一挙に呑むという混乱ぶりをあえてみせてしまったのです。

以上のようないき災害は、二十八年の六・二六水害では九一億、罹災者三八

千人、また三十二年の七・二六水害でも

六・二六の場合は「泥害」ということ

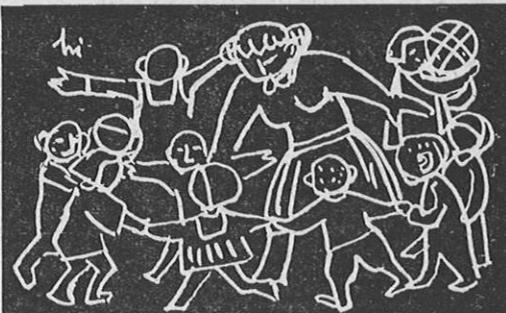
水魔の爪あともたらしたわけで強いと、それらの特徴をとりあげてみるならば

六・二六の場合では「泥害」ということ

水魔の爪あともたらしただけで強いと、それらの特徴をとりあげてみるならば

六・二六の場合では「泥害」ということ

水魔の爪あともたらしただけで強いと、それらの特徴をとりあげてみるならば



## ほし季節保育所

### 農業期に救いの神

農業期に農家をまわつてみると、家族のうち

助けの人がみんな田畠に出でいくため、家に残る乳幼児が置きざりにされることが多い風景をよく受けます。これは或るところ起つた事故であります。両親が三才になつた子供を田畠と一緒に連れて行き、田畠のあぜ道で遊ばしていたところ、ちょうど目をはなした間に用水路に落ちこんで死んでしまいました。又交通事故や火

り死したということもあります。又交通事故や火

り死したといふことがあります。又交通事故や火

り死したといふことがあります。又交通事故や火